

福岡工業大学ガバナンス・コードにかかる適合状況等に関する報告書（R3.7.1）

第1章 私立大学の自主性・自律性（特色ある運営）の尊重	適合状況	解説
1-1 建学の綱領	○	-
1-2 教育と研究の目的（私立大学の使命）	○	1-2（2）

第2章 安定性・継続性（学校法人運営の基本）	適合状況	解説
2-1 理事会	○	-
2-2 理事	○	-
2-3 監事	○	-
2-4 評議員会	○	-
2-5 評議員	○	-

第3章 教学ガバナンス（権限・役割の明確化）	適合状況	解説
3-1 学長	○	-
3-2 教授会	○	-

第4章 公共性・信頼性（ステークホルダーとの関係）	適合状況	解説
4-1 学生に対して	○	-
4-2 教職員等に対して	○	-
4-3 社会に対して	○	4-3（1）
4-4 危機管理及び法令遵守	○	-

第5章 透明性の確保（情報公開）	適合状況	解説
5-1 情報公開の充実	○	5-1（2）

<適合状況についての解説>

1-2（2） 中期的な計画の策定と実現に必要な取組みについて
本学は中期経営計画〔マスタープラン〕ならびに財政計画を一体的に策定し、学内外の環境の変化の予測に基づく、適切な5年以上の中期的な計画の検討・策定をしております。

4-3（1） 認証評価及び自己点検・評価
本学は、大学基準協会から認証評価を受審し、評価結果を踏まえて自ら改善を図るとともに、毎年点検・評価報告書を作成し、社会に対して公表しております。

5-1（2） 自主的な情報公開
本学は、法律上定められていない情報においても、積極的に自らの判断により努めて最大限の情報公表をしております。具体的には、毎年「教育・研究活動報告書」を発行し、教育・研究に資する情報公開ならびに学校法人に関する情報公開を客観的根拠に基づく数値実績や図表を中心に積極的に公表しております。